

# 小平町小型風力発電施設（50kw未満）建設に関するガイドライン

平成29年12月11日制定

平成30年11月12日改訂

## 1 目的

本ガイドラインは、小平町において発電規模が50kw未満の小型風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小型風力発電施設等」という。）を建設するにあたって、町民の安全・安心及び環境保全及び景観形成などの観点から、小型風力発電施設等を建設しようとする者（以下「事業者」という。）が自主的に遵守する事項を定めるものとする。

なお、このガイドラインは、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

## 2 対象

### （1）対象施設

小平町において発電規模が50kw未満の小型風力発電施設等の新設、増設又は改修（以下「建設等」という。）を行う場合を対象とする。ただし、売電を主目的としない公共的なものは対象外とする。

### （2）対象地域

小平町内全域とする。ただし、本町行政区域内に属さない場合であっても本町行政及び町民の生活に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

## 3 建設にあたっての基準

### （1）住宅等との距離

原則、住宅（学校、幼稚園、幼児センター、診療所、福祉施設等、住民が利用する施設を含む。以下「住宅等」という。）から、設置しようとする小型風力発電施設の風車の最大高の7倍以内の場所には建設等をしないこと。

ただし、これらの住宅等の居住者及び利用者の合意が得られた場合はこの限りではない。

### （2）道路からの距離

- ① 対象となる小型風力発電施設等に最も近い道路との距離は、地上と風車の最高点との長さの概ね等倍以上であることとする。
- ② 道路との距離とは、道路と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。
- ③ 道路とは、国道、道道及び町道をいう。

(3) 騒音

最も近い住宅等において、騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値(昼間55dB以下、夜間45dB以下)内とすること。

(4) 低周波音

環境省「低周波音問題対応への手引書」に基づき調査対応を行うこと。

(5) 電波障害

テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 自然環境

建設等による動植物(特に家畜や鳥類)への影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(7) 景観

小型風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとし、景観等を著しく阻害する場合は必要な措置を講ずるものとする。また、小型風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(8) 光害

小型風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物(特に家畜や鳥類)への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(9) 文化財保護

小型風力発電施設等の建設等に当たっては、建設等の影響から文化財を保護するよう努めること。

(10) 災害防止

① 雨水等による土砂流失等で災害が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。

② 土砂災害警戒区域及び急傾斜地等への設置は災害防止の観点から避けること。

③ 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

(11) 事業の終了

小型風力発電施設等での事業が終了したときは、自らの責任において施設の撤去等を行うこと。また、発電事業終了から撤去等までの期間においては、小型風力発電施設等の倒壊等により周辺に危険が及ぶことがないように適切な措置を講ずること。

#### 4 建設等に関する届出

国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請に先立ち、小平町に対して当該事業の概要について「小型風力発電施設等の建設等に関する届出書（様式1）」に以下の関係書類を添えて提出すること。

① 風車位置及び距離を示した公図等

※公図等に風車設置位置を示し、公図等の縮尺に合わせて風車の最大高の7倍の半径の円を図示し、住居等との距離が一見して確認できるようにすること

② 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（予定）または（写）

③ 国への再生可能エネルギー決定に係る関係法令報告書（予定）または（写）

※関係法令（条例・規則含む）に該当する場所等に設置する場合、関係法令の許可等を受けたことを証明する文書等（写）を添付すること。

#### 5 その他

① 道路法、農地法、海岸法、森林法、自然環境保全法、文化財保護法など、関連する法律の定めを遵守するとともに、関係機関や近隣の自治会と事前協議を十分行うこと。また、建設等にあたり、住民等から事業者へ申入れ等があった場合は、申し入れ事項について誠意をもって対応するとともに、その内容を小平町へ報告すること。

② 事業者は、事業を第三者に譲渡するときは、あらかじめ小平町及び関係住民に対しその旨連絡するとともに、事業に係る責任の所在を明らかにしなければならない。

(様式1)

小型風力発電施設等の建設等に関する届出書

平成 年 月 日

(あて先) 小平町長

住所 (法人の場合は所在地)

届出者

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

小平町小型風力発電 (50kw未満) 施設建設に関するガイドラインに基づき、下記のとおり提出します。

届出内訳

1	発電事業者	発電事業者名 : 住 所 : 電 話 :
2	設備の所在地	
3	事業規模	出力 kw × 基
4	予定事業期間	始 至
5	担当者	所属 担当者氏名 電話 E-mail
6	関係書類	①風車位置及び距離を示した公図等 ※公図等に風車設置位置を示し、公図等の縮尺に合わせて風車の最大高の7倍の半径の円を図示し、住居等との距離が一見して確認できるようにすること ②国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書 (予定) または (写) ③国への再生可能エネルギー決定に係る関係法令報告書 (予定) または (写) ※関係法令 (条例・規則含む) に該当する場所等に設置する場合、関係法令の許可等を受けたことを証明する文書等 (写) を添付すること

小平町小型風力発電施設（50kw未満）建設に関するガイドライン  
に係る対応状況

項 目	該当の有無	確認・相談先
(1) 住宅等との距離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(2) 道路からの距離	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(3) 騒音	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(4) 低周波音	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(5) 電波障害	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(6) 自然環境	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(7) 景観	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(8) 光害	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(9) 文化財保護	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
(10) 災害防止	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	